

令和8年度阿倍野区コミュニティ育成事業業務委託（その2）
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和8年度阿倍野区コミュニティ育成事業業務委託（その2）

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

本事業は、地域の各種団体と協働しながら各種事業を実施することで、コミュニティ活動の振興、新たなコミュニティの育成及び地域における文化の向上並びに福祉の増進を図るとともに、市民相互の交流を促進し、コミュニティの輪をさらに広げ、連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

この目的を達成するため、受注者のもつ地域コミュニティの育成に関するノウハウや、まちづくりに関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

（2）業務内容

- ・区民コミュニティ・レクリエーション推進事業
- ・成人の日記念事業
- ・児童・青少年の育成事業
- ・その他、具体的な内容については、別紙「仕様書」を参照のこと

（3）事業規模（契約上限額）

金10,267,000円（消費税含む）

（4）契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（5）履行場所

阿倍野区内

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、損害賠償を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了報告書等が提出された後、内容の検査を経て契約金額を支払うことを基本とする。ただし、人件費等運営に必要となる経費については、実施計画書・予算書等に基づき協議の上、事前に支払うことができるものとする。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金について

契約保証金　免除
保証人　　否

(5) 再委託の禁止

受託者は、業務の全体を再委託する事はできません。ただし、業務の一部について、再委託を行おうとするときは、再委託先の行う業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者について事前に書面にて報告し、本市の承諾を得てください。

詳細については、別紙「仕様書（7 再委託について）」を参照してください。

(6) その他の注意事項

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- ② 原則として提案いただいた事業を実施することとするが、本市との協議により内容を変更する場合がある。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次の基準の全てに該当し、発注者の参加資格審査において、その資格を認めた者は、本プロポーザルに参加することができる。

- ① 「地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)」第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 公募型プロポーザル参加申出時において、「大阪市競争入札参加停止措置要綱」に基づく入札参加停止措置または「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ③ 納税義務者にあっては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- ④ 民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であって、国・地方公共団体ではないこと。
- ⑤ 大阪市内に事務所を有するか、または大阪市内を活動の拠点としていること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑦ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- ⑧ 上記①～⑦の条件を満たす団体同士の連合体での申請は可能とし、その場合にあっては、以下の要件も満たさなければならない。

- ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。
- イ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。
- ウ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。
- エ 単独で応募した事業者は、本案件において、他の連合体の構成員となることはできない。
- オ 各構成員は、本案件において複数の提案連合体の構成員となることはできない。

5 スケジュール（予定）

(1) 説明会参加申込及び質問票の提出期限	令和8年2月10日（火）
(2) 実施説明会及び質問に対する回答	令和8年2月19日（木）
(3) 参加申込書及び関係書類の提出期限	令和8年2月27日（金）
(4) 企画提案書提出期限	令和8年3月6日（金）
(5) 企画提案会（プレゼンテーション審査）	令和8年3月23日（月）
(6) 選定結果通知	令和8年3月26日（木）
(7) 契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）
(8) 事業完了	令和9年3月31日（水）

6 応募手続き等に関する事項

（1）申請の手続き、スケジュール

① 公募型プロポーザル実施説明会

日 時：令和8年2月19日（木）

第1回 13時15分～（受付 13時00分～）

第2回 15時15分～（受付 15時00分～）

場 所：阿倍野区役所 2階 応接室（予定）

申 込：「6（2）書類等の提出」の別表1（1）のとおり

※ 「説明会参加申込書」（様式1）は電子メール（送信先：ts0002@city.osaka.lg.jp）による提出も可。メールの場合は、件名に【コミュニティ育成事業説明会参加申込】と明記すること。また、メールの到着確認のため、担当（本要項8（2）に記載のとおり）へ電話確認を行うこと。

受付期限：令和8年2月10日（火）17時必着（厳守）

その他：○実施説明会は、任意での参加となります。

○参加申込みの受付後、出席していただく回次をご連絡いたします。

説明会の回次は選択できませんので、ご注意ください。

○各回とも開始時間以降に来られた場合は参加できません。

○参加人数は1団体2名までとします。

② 募集にかかる質問について

受付：令和8年2月10日（火）17時まで

「6（2）書類等の提出」の別表1（2）のとおり

※「質問票」（様式2）は電子メール（送信先：ts0002@city.osaka.lg.jp）による提出も可。メールの場合は、件名に【コミュニティ育成事業質問票】と明記すること。また、メールの到着確認のため、担当（本要項8（2）に記載のとおり）へ電話確認を行うこと。受け付けた質問については説明会及び、区ホームページで回答を行う。

③ 参加申込及び資格審査について

受付：令和8年2月19日（木）プロポーザル実施説明会終了後

から令和8年2月27日（金）までの

本市の休日を除く毎日、9時から17時の間

（ただし、12時15分から13時までを除く）

「6（2）書類等の提出」の別表1（3）のとおり

参加決定通知：応募要件の資格審査を行い、令和8年3月3日（火）までにメールにより通知します。指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付する。

④ 企画提案書について

受付：令和8年3月6日（金）まで 9時から17時の間

（ただし、12時15分から13時までを除く）

「6（2）書類等の提出」の別表1（4）のとおり

提出：「別表1（4）」に示す書類7部（正本1部、副本6部 ※副本は写し可）を担当（本要項8（2）に記載のとおり）まで持参すること。
副本については、公正性の確保のため、事業者の商号又は名称、代表者氏名等、事業者が特定できる項目についてはマスキングをして、提出すること。

※提案できる案は、1案のみとします。

⑤ 企画提案会（プレゼンテーション）

日程：令和8年3月23日（月）

場所：阿倍野区役所 2階 応接室（予定）

（2）書類等の提出

① 提出書類：別表1のとおり

② 提出期限：別表1のとおり

③ 提出場所：阿倍野区役所2階 市民協働課（市民協働）（23番窓口）

④ 受付時間：本市の休日を除く毎日、9時から17時の間

（ただし、12時15分から13時までを除く）

⑤ 提出方法：提出場所に持参のこと（郵送、FAX、電子メール不可）

※ただし、説明会参加申込書及び質問票は電子メールを可とする。

(別表1)

提出書類	提出期限
(1) 説明会への参加申込 公募型プロポーザル実施説明会参加申込書（様式1）	令和8年2月10日（火） 17時までに必着
(2) 質問の受付 質問票（様式2）	令和8年2月10日（火） 17時までに必着
(3) 参加申請に必要な書類 ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式3） ② 業務実績調書 団体等の業務実績がわかるもの。パンフレット可。様式自由 ③ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの：写し可） ④ 申請内容確認書（様式4） ⑤ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表、又は確定申告書（最近2か年のもの） ⑥ 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可） ⑦ 使用印鑑届（様式5） ⑧ 団体目的等についての誓約書（様式6） ⑨ 消費税及び地方消費税の納税証明書（最近2か年のもので、提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）→ 税務署様式：その3又はその3の3様式〔法人〕、若しくはその3の2様式〔個人〕 ※ 非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。 ⑩ 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（最近2か年のもので、提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可） ※ 非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。 ⑪ 連合体で申請する場合は、次のとおりとする ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ連合体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。 イ 代表者とならない者にあっては、代表者に代表権を委任する旨記載した委任状（様式7）を提出すること。 ウ 申請書提出時に連合体の協定書を併せて提出すること。	令和8年2月19日（木）プロポーザル実施説明会終了後から令和8年2月27日（金）まで 本市の休日を除く毎日、9時から17時の間。（ただし、12時15分から13時までを除く）

<p>(4) 企画提案書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 応募申請書（様式8）に企画提案書類を添付する事 ② 企画提案書（様式9-1） ③ 事業趣旨、事業効果及び目標について（様式9-2） ④ 事業内容や実施体制及びスケジュールについて（様式9-3） ⑤ 提案のアピールポイント（様式9-4） ⑥ 過去5年間の類似業務実績（様式9-5） (現地開催およびオンライン開催での実績をご記入ください) ⑦ 収支計画書（様式9-6） (様式9-3で提出された事業内容に合わせた収支計画書を事業内容ごとに提出してください) ⑧ 収支計画積算明細（様式9-7） (様式9-3で提出された事業内容に合わせた収支計画書を事業内容ごとに提出してください) ⑨ 事業概要（最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書。何れも任意団体にあってはこれに相当する書類） ⑩ 役員名簿（様式10）既存のものがある場合は、その写し等で可 ※ ④及び⑦、⑧については、事業ごとの内容がわかるように作成すること。 ※ ⑥についてパンフレット等参考資料となるものがあれば添付資料として提出すること。（ご提出いただいた資料については返却しない。） 	<p>令和8年3月6日（金）までの9時から17時の間 (ただし、12時15分から13時までを除く)</p>
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記（3）③～⑦、⑨、⑩を省略できるものとする。 ※ 申出書類の作成及び提出にかかる費用は、全て応募者の負担とする。 ※ 提出書類に虚偽の記載をした者及び「大阪市競争入札参加停止措置要綱」に基づく入札参加停止措置、若しくは「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等除外措置中の者のプロポーザル参加は、無効とする。 	

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

選定基準、審査内容、配点は以下のとおり。

選定基準	審査内容	配点
① 業務の実行力	・業務遂行にあたっての総合的な視点（10点） ・確実に遂行できる組織体制・運営基盤（10点）	20点
② 事業の企画内容	・事業目的の理解度及び具体的な取り組みの提案（15点） ・事業の計画性、実施手順の妥当性（15点） ・事業目的に対する手法の的確性、実現可能性（15点）	45点
③ 提案内容のアピールポイント	・コミュニティの輪を広げるための取り組みのアイディア（15点）	15点
④ 類似の業務の実績	・類似業務実績の豊富さ（10点）	10点
⑤ 所要経費、積算見積金額	・費用積算根拠の妥当性（10点）	10点
	合計	100点

(2) 選定方法

① 審査にあたっては、「令和8年度阿倍野区コミュニティ育成事業委託事業者選定会議」（以下、「選定会議」という）において、上記の選定基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、全委員の平均評価点が最も高い事業者を委託予定事業者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

ただし、最高点の者が複数者いる場合は、事業者によるくじ引きにより候補者を選定する。

なお、その評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象とはしない。

また、提案者が1者であっても選定会議で審査し、受注者としての適否を判断する。

② 選定会議：令和8年3月23日（月）（予定）

審査・選定は、選定会議において行う。

詳細については、別途通知する。

※当日は、プロジェクト（当区で用意）を使用して、プレゼンテーションを行うことも可とするが、その場合は、応募者自身でパソコン等の機器を準備すること。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とする。
- ① 応募者が選定会議委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ② 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に参加資格要件に該当しなくなった場合
 - ③ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
 - ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ・選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ・応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。
 - ・応募金額が「2 (3)」の契約金額の上限を上回っている場合。
 - ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果通知

評価結果及び選定結果は、令和8年3月26日（木）（予定）に参加者全てに通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他について

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 本案件に関する予算は、現在、令和8年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において本案件に係る予算が発効しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。
なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受注予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。
- ② 契約の締結は、令和8年度大阪市予算が発効したときとする。
- ③ プロポーザル参加に要する費用は、全て応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- ④ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ⑤ 提出書類は、審査・受注者選定以外に応募者に無断で使用しない。
ただし、本事業の提案・実施に関わり提出した書類は、「大阪市情報公開条例」に基づき、原則公開とする。
- ⑥ 期限後の書類の提出、差し替え等は認めない。（本市が求めた場合を除く）
- ⑦ 本事業受注者として選定された者は、契約締結等の手続き及び事業実施に向けた協議に応じること。この間の費用は受注者の負担とする。
- ⑧ 参加申請後に「大阪市競争入札参加停止措置要綱」に基づく停止措置又は「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里 1-1-40

大阪市阿倍野区役所 市民協働課（市民協働）

2階23番窓口（担当：能登・行俊）

TEL:06-6622-9787 FAX:06-6621-1412

メールアドレス：ts0002@city.osaka.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.osaka.lg.jp/abeno/>